

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
指摘事項の内容	支出事務関係 ・支出事務関係 単価契約をしている燃料費において、積算誤りにより誤った金額で支払いをしていたものがあった。 (福島市財務規則第56条・第59条)	
講じた措置の内容	【原因】 当該案件については、2つの納品書を合算して1つの請求書で支払うものでありましたが、納品書の合計額と請求額が合っておりませんでした。担当者及び決裁者の確認不足により、請求書に記載の誤った金額で支出してしまったことが原因であります。 【対応】 改めて納品書毎に積算、確認するとともに、納品書の合計額に対して、請求書に記載の金額が過少であったことから、令和6年3月21日に不足額を追加で支出いたしました。 【再発防止策】 納品書の金額と請求書の高額の照合を担当者及び決裁者で徹底し、チェックしたことが分かる印をつけるなど再発防止に努めます。	

(1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。

(2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。